

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>県内に点在する県営林における、間伐など森林整備や巡視などの管理業務を委託する。</p> <p>県営林は、県民共通の財産であり、公益的機能の維持・増進が求められている。これらの県営林を一元的に管理・整備するためには、間伐、作業路管理、巡視等を含めた森林管理等を実施することができることに加え、営利目的よりも公益的な観点から森林整備を行うことができる者でなければならない。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>森林の公益的な整備を目的とし、広域的に森林整備や作業道等管理を実施することができる法人は、県内に(公社)岐阜県森林公社と(公社)木曾三川水源造成公社がある。</p> <p>そのうち、県内全域を管轄し、県営林を管理・整備できる体制を有している法人は、(公社)岐阜県森林公社のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。